

PFIの推進に関する第三次提言(概要)

2004年1月20日 / 日本経団連

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)
議員立法によって成立。1999年9月より施行。5年以内(2004年)に見直し
これまでに120件あまりのPFI事業の実施方針が策定されており、順調に進捗。しかし、
問題点も指摘されており、PFI法見直しを契機に日本経団連としても提言を行う

見直しの対象は

PFI法： PFI事業の枠組を定める。国と地方公共団体のPFI事業に対し法的拘束力を有する
PFI基本方針： PFI法を受けて、国のPFI事業に関する細則を定める。地方公共団体のPFI事業に
対しては法的拘束力がないが、指針として事実上尊重されている
各種PFIガイドライン： 事業プロセス、契約、VFMの算定について指針を提供。法的拘束力はないが
事実上尊重されている
(このほか地方自治法、各種事業法、税法等の関係箇所についても見直しが必要な場合がある)

提言のポイント

【改善が求められる点】

【提言内容】

1. サービスの提供を主眼とした案件の採用
サービス提供を主眼とするPFI(施設の建設を伴わない)がPFI法の対象となるのか不明確

PFI法上、施設の建設を伴わない事業も認める旨明記する

2. 民間の創意工夫の発揮
民間事業者発案のPFIが一例もない

ガイドラインを定め、民間事業者の発案にインセンティブを与える(例えば入札手続に際して発案者を優遇する等)

3. 入札手続の改善
公共側の求めるものが明らかでないことがある
公共側が想定している予算規模が明らかでなく、
入札価格等の見積を行う上で障害となる
民間の創意工夫が活かされた事業が必ずしも
選定されるわけではない
入札プロセスが不透明な場合がある

PFI法やガイドラインにて以下を定める
発注者と民間事業者とが入札前に事業に求められる
民間のノウハウについて協議可能とする
事業に見込まれる経費およびその算定基準を公表する
入札に際して、価格以外の要素の配点を高くする
選定されなかった事業者に対する理由説明を徹底する

4. 税制・補助金の中立性確保
事業の所有権が公共側にある場合(BTO)、固定資産税等が免税となるが、事業の所有権が民間側にある場合(BOT)は課税される。
民間事業者を公募する段階で免税措置や補助金交付の有無が確定していないケースがある

PFI法を改正し、
BOTの場合でもBTO同様固定資産税等を免除する
免税措置、補助金交付の有無は競争条件を左右するので、募集段階で確定させる(確定できない場合は、仮の条件を設定し、公平な条件下での入札を実現する)

5. 公物管理に関する規制の緩和・法整備
公物管理に関する規制ならびに法制の不備が事業推進に悪影響を与える恐れがある。

PFI法ならびに関連法規において
指定管理者制度等に関する規則を整備する
PFIの事業期間と公共物の占有期間とを一致させる

6. 民間収益部分の流動化による事業形態の多様化
付帯する民間収益部分は第三者への転売ができず、
事業の多角化や資金回収の障害となっている

PFI法を改正し、付帯民間収益部分の経営権の第三者への
譲渡等について規制を緩和する

7. 契約に関する指針の明確化
契約に関する指針が曖昧で、契約解除後の賠償のありかた等が法的に不安定となる恐れがある

ガイドラインを定め、以下を実現する
公共側は賠償金支払のための新たな議会の議決を経る必要はない
事業が倒産に直面したとき、融資金融機関等が当該事業を一時譲受の上、譲渡先を捜すことができる
民間事業者が支払う賠償額の上限を予め設定しておくことができる

PFI推進委員会の機能強化によってこれらを実現

- ・ 民間事業者のPFI推進委員会への意見陳述(PFI法21条3項)の積極的活用
- ・ PFI推進委員会の内閣総理大臣への意見陳述(同4項)の積極的活用